

事業主様

愛知県情報サービス産業健康保険組合理事長

(公印省略)

平成28年10月からの健康保険法改正について

平素は当組合の事業運営につきましては、格別なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

平成28年10月1日より、健康保険法が改正されます。主な改正内容につきまして下記の通りご案内いたします。被保険者の方にも周知していただきますよう、お願い申し上げます。

なお、組合機関紙「ラブリー秋号」および当組合ホームページでもご案内させていただく予定です。

記

施行期日 平成28年10月1日

1. 被保険者資格取得基準の変更および短時間労働者の適用拡大**①被保険者資格取得基準（4分の3）の変更**

基準が明確化され、所定労働時間は「1日または1週」から「1週」のみで判断することになります。

改正前	改正後
1日または1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が通常の労働者のおおむね4分の3以上 (これを満たさないものであっても、常用的使用にある場合など、総合的に勘案して被保険者の適用を判断する)	1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が通常の労働者の4分の3以上

②短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大

上記の基準①を満たさない場合でも、以下の全てに該当する方は「短時間労働者」の要件を満たし、被保険者資格取得となります。

なお、**資格取得届をご提出の際には、届の備考欄に「短時間労働者(3/4未満)」とご記入ください。**

- ・被保険者数が常時501人以上の特定適用事業所に使用されている
- ・雇用契約等による週の所定労働時間が20時間以上ある
- ・継続して1年以上雇用される見込がある
- ・月額賃金が8.8万円以上である

※月額には、臨時に支払われる賃金および1月を超える期間ごとに支払われる賃金（例：結婚手当、賞与等）、時間外労働・休日労働および深夜労働に対して支払われる賃金（例：割増賃金等）、最低賃金法で参入しないことを定める賃金（例：精勤手当、通勤手当、家族手当）などは含まれません。なお、被保険者となる場合、資格取得届の報酬月額、従来の報酬月額の考え方に基づいた金額を届出頂くことになります。

- ・学生ではない

※休学中の方や大学・高等学校の定時制（夜間等）課程の方は除く。

今回の改正（被保険者資格取得基準の変更および短時間労働者の適用拡大）により、新たに被保険者資格取得となる方につきましては、当組合まで「被保険者資格取得届」の提出をお願いいたします。また、被扶養者が勤務先で被保険者資格取得となる場合には、当組合にて、被扶養者資格抹消の手続きが必要となりますので、「被扶養者（異動）届」に対象者の保険証を添付のうえ提出をお願いいたします。

なお、施行日において、前頁の①・②を満たしていない場合であっても、施行日前から被保険者である方は、施行日以降も引き続き同じ事業所に雇用されている間は、引き続き被保険者となります。

2. 被扶養認定における兄・姉の「同居」要件の廃止

被保険者の兄・姉の被扶養認定において、「同居」が要件となっていましたが、平成28年10月1日より廃止されることとなります。よって、兄・姉の被扶養認定申請には、同居の確認書類の添付は不要となります。